

# 用途地域

用途名	容積率/ 建ぺい率	道路 斜線	隣地斜線	北側斜線	外壁後退	高度地区 ※1低層を除く	防火 地域	最低敷地面積 <small>建築確認法による制限なし</small>	日影規制
第1種低層住居専用地域	80/50	1.25	なし	1.25+5m	1.5m 勢野特定1.0m 勢野北1.0m (都計道路側1.5m)	10m (絶対高)	法第 22条	開発行為のみ165㎡ 勢野北165㎡	軒下7m又は階数3以上 平均地盤から1.5m 4時間/2.5時間
第1種中高層住居専用地域	200/60	1.25	1.25+20m	なし	0.5m 勢野北1.0m (都計道路側1.5m)	15m 一部20m 勢野北13m	法第 22条	開発行為のみ130㎡ 勢野北165㎡	高さ10m超 平均地盤から4m 4時間/2.5時間
第2種中高層住居専用地域	200/60	1.25	1.25+20m	なし	0.5m 勢野北1.0m (都計道路側1.5m)	15m 勢野北13m	法第 22条	開発行為のみ130㎡ 勢野北165㎡	高さ10m超 平均地盤から4m 4時間/2.5時間
第1種住居地域	200/60	1.25	1.25+20m	なし	0.5m	15m	法第 22条	開発行為のみ130㎡	高さ10m超 平均地盤から4m 4時間/2.5時間
近隣商業地域	200/80 300/80	1.50	2.50+31m	なし	0.5m 勢野北1.0m (都計道路側1.5m)	15m・20m・31m 勢野北13m	準防火 地域	開発行為のみ130㎡ 勢野北165㎡	なし
準工業地域	200/60	1.50	2.50+31m	なし	0.5m	15m・20m	法第 22条	開発行為のみ130㎡	なし

※0.5m→民法234条第一項

建築協定	なし
地区計画	勢野北部地区
埋蔵文化財	ものづくり振興課
風致地区	なし
景観法	奈良県一般地区
砂防地区	都市建設課窓口PCにて
土砂災害警戒区域	総務課
ハザードマップ	総務課
農地転用関係	ものづくり振興課
建築確認	建築安全課 (本庁)
建築相談	郡山土木事務所建築課
建築計画概要書	郡山土木事務所建築課又は県庁
大規模盛土造成区域	建築安全課 (本庁)
宅地造成規制区域	用途地図で確認
自然環境保全地区	用途地図で確認
がけ条例	建築安全推進課 (本庁)
道路種別	郡山土木事務所建築課

○地区計画 (勢野北部地区)

別添、「地区計画の手引き」のP6記載の届出書を提出 (2部)  
都市建設課にて適合書発行

○奈良県自然環境保全地区内行為届出

別添、「保全地区内等行為届出書」を提出 (3部)  
都市建設課より県庁に届出。受理書は県庁より申請人へ

○宅地開発行為に伴う事前協議

500㎡以上の宅地開発について事前協議が必要  
「三郷町宅地開発行為に関する指導要綱」による申出書を提出 (6部)  
並行して、土木事務所建築課開発係と協議を行うよう指導

○特殊建築物の建築に関する事前協議

専用住宅以外 (共同住宅、店舗等) の建築に対し事前協議が必要  
「特殊建築物の建築に関する指導要綱」による協議書を提出 (7部)

○金剛生駒紀泉国定公園内届出

県庁景観自然環境課にて確認を行ってもらう

○宅地造成規制区域内行為申請

申請書は奈良県HPより  
都市建設課に提出。決裁後申請人に連絡があります

○屋外広告物申請

ガイドラインは県に準ずる。(県よりアドバイスは受けれる)  
都市建設課にて許可書発行

○その他申請

都市計画法29条 (開発申請)

都市計画法32条 (開発に伴う公共施設の帰属)

都市計画法53条 (都市計画施設区域内における建築制限)

国土利用計画法第23条 (大規模土地取引に係る取引)